

土木設計業務等調査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、沖縄県土木建築部の所掌する土木工事に係る設計業務等の委託契約に関する調査に必要な技術的基準を定めることにより、調査の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

1. 「調査」とは、契約図書に基づき契約の適正な履行を確保する業務をいう。
2. 「調査職員」とは、総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。
3. 「調査の方法」とは、調査行為（指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議、提出、把握、受理、確認、打合せ等）を総称していう。
 - 3-1 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - 3-2 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
 - 3-3 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - 3-4 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により同意することをいう。
 - 3-5 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
 - 3-6 「回答」とは、質問に対して、書面をもって答えることをいう。
 - 3-7 「協議」とは、調査職員と受注者の双方が、業務遂行上必要な事項に関して対等の立場で書面により合議することをいう。
 - 3-8 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務に係わる書面又は、その他の資料を差し出し説明することをいう。
 - 3-9 「把握」とは、調査職員がその内容について契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。
 - 3-10 「受理」とは、調査職員が提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
 - 3-11 「確認」とは、調査職員が請負者に対し、業務遂行上必要な事項を把握し認めることをいう。
 - 3-12 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するため管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
4. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

(調査の実施)

第3条 調査職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ調査を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」とは契約書を示し、「共仕」とは「設計業務等共通仕様書」を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
1-(1) 契約図書内容の把握	契約図書その他の履行上必要な項目について把握する。	
1-(2) 管理技術者の確認	受注者から通知された管理技術者について確認する。	契 第 10 条 共仕第 1107 条
1-(3) 照査技術者の確認	契約図書において照査を定める場合、受注者から通知された照査技術者について確認するとともに、必要に応じて照査を行う業務の節目について指示する。	契 第 11 条 共仕第 1108 条
1-(4) 担当技術者届の受理	業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、受注者から提出された担当技術者届を受理する。	共仕第 1109 条
1-(5) 提出書類の確認	受注者から提出された業務カルテ、及び関係書類について確認する。また、必要により契約担当官等へ報告する。	契 第 15 条 共仕第 1110 条 共仕第 1134 条
1-(6) 業務工程表の受理	契約図書に基づき作成された業務工程表を受理する。	契 第 3 条 契 第 15 条
2. 業務の履行状況の確認等		
2-(1) 業務の履行状況の把握	受注者からの再委託等に関する申請及び通知の有無を確認すると共に、必要に応じて打ち合わせ等を行い、業務の履行状況について把握する。なお、打合せを実施した場合は、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記載し、相互に確認する。	契 第 7 条 契 第 15 条 共仕第 1111 条 共仕第 1128 条 共仕第 1134 条
2-(2) 業務計画書の把握	受注者から提出された業務計画書により、業務計画の概要を把握する。	共仕第 1112 条
2-(3) 貸与品等の確認、引渡し	契約図書等に定められた貸与品等については、その品名、数量等を確認し、引渡しを行う。返還があった場合も同様とする。	契 第 16 条 共仕第 1112 条
2-(4) 契約図書に基づく指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等	業務を適性かつ円滑に実施するため、契約図書に示された指示、請求、通知、承諾、質問、回答、協議等を書面により適切に行うものとする。	契 第 2 条 契 第 9 条 共仕第 1106 条 共仕第 1207 条 共仕第 1208 条 共仕第 1209 条

2-(5) 関係機関等との協議・調整等	業務に関して、関係機関等との協議・調整等における必要な措置を行う。	契 第 12 条 契 第 13 条 共仕第 1114 条 共仕第 1115 条 共仕第 1116 条
2-(6) 業務内容の修補請求	業務の内容が契約図書又は発注者の指示若しくは発注者及び受注者の協議の内容に適合しない事実を発見した場合で、必要であると認められるときは、修補の請求を行う。	契 第 17 条 共仕第 1120 条
2-(7) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第 18 条の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により業務内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。	契 第 18 条 共仕第 1121 条 契 第 18 条 共仕第 1121 条
2-(8) 設計図書等の変更	契約書第 18 条、第 19 条、第 21 条及び第 30 条の規定に基づき、必要があると認められるときは受注者と協議のうえ、設計図書等を変更する。	契 第 19 条 共仕第 1121 条
2-(9) 履行期間の変更	契約書第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条の規定に基づく履行期間の変更を行う。	契 第 24 条 共仕第 1122 条
2-(10) 業務委託料の変更	契約書第 18 条、第 19 条、第 20 条及び第 21 条の規定に基づく業務委託料の変更を行う。	契 第 25 条
2-(11) 契約担当官等への報告 ・ 管理技術者等に関する措置請求 ・ 業務の中止の検討及び報告 ・ 一般的な成果物の損害の調査及び報告 ・ 第三者に及ぼした被害の調査及び報告	管理技術者、照査技術者、担当技術者、使用人等がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、契約担当官等に対して措置請求を行う。 業務の全部又は一部を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官へ報告する。 成果物の引渡し前に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害について、その原因、損害の状況等を調査し、契約担当官等へ報告する。 業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、契約担当官等へ報告する。	契 第 14 条 契 第 20 条 共仕第 1124 条 契 第 27 条 共仕第 1125 条 共仕第 1126 条 契 第 28 条 共仕第 1125 条 共仕第 1126 条

<p>・ 不可抗力による損害の調査及び報告</p>	<p>① 天災等の不可抗力により、調査目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第 29 条 契 第 29 条</p>
<p>・ 引渡し前における成果物の使用を行う場合の確認及び報告</p>	<p>引渡し前において、成果物の全部又は一部を使用する場合の成果物の状況を確認し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第 33 条 共仕第 1127 条</p>
<p>・ 契約解除に関する必要事項の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>① 契約書第 42 条第 1 項及び第 43 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。 ② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合において、既履行部分の調査及び既履行部分に相当する業務委託料の事前協議を行い、契約担当官へ報告する。</p>	<p>契 第 42 条 契 第 43 条 契 第 44 条 契 第 45 条</p>
<p>2-(12) 臨機の措置</p>	<p>災害防止等のため特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。</p>	<p>契 第 26 条 共仕第 1133 条</p>
<p>3. その他</p>		
<p>3-(1) 業務成果の確認</p>	<p>受注者より提出された業務成果について確認する。</p>	
<p>3-(2) 業務成績の評定</p>	<p>総括調査員及び主任調査員は、業務完了のとき沖縄県土木建築部委託業務等成績評定要領に基づき業務成績の評定を行う。</p>	
<p>3-(3) 検査日の通知</p>	<p>完了検査等に先立ち、契約担当官等の指定する検査日を受注者に対して通知する。</p>	<p>契 第 31 条 共仕第 1119 条</p>
<p>3-(4) 完了検査等の立会</p>	<p>原則として、主任調査員、調査員は業務の完了検査等の立会を行う。</p>	<p>共仕第 1119 条</p>

付 則

この基準は、令和元年 10 月 1 日から適用する。